

団体名： \_\_\_\_\_

**渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 第4回合同部会 アンケート**

平成27年6月24日（水）に開催された、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 第4回合同部会のなかで、アンケート調査を実施することとなりました。

お忙しいところ、大変申し訳ございませんが、アンケートの回答にご協力くださいますようお願いいたします。

問1. 渡良瀬遊水地のマナーパンフレットについて、5月にサンプル版の啓発活動を行ったところです。今後マナーパンフレットによる普及啓発を行うためには、引き続き製作を進めていく必要があります。どのように進めればよいと考えますか。

なるべく具体的にご記入ください。

ア. 費用について

( )

イ. 制作時期について

( )

ウ. 掲載する内容について

( )

エ. その他

( )

問2. 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会の部会活動について、4つの部会を立ち上げ活動していく予定でしたが、現状では「賢明な利活用検討部会」のみの開催となっています。実際に1年間活動してみたの感想や、今後の部会をどのように進めていったらよいと考えますか。

( )

提出先：栃木市遊水地課 担当：與澤 〒323-1192 栃木市藤岡町藤岡 1022-5

TEL：0282-62-0919、FAX：0292-62-4625、e-mail：yusuichi@city.tochigi.lg.jp

平成27年7月10日（金）締切

問1 ア 費用について

1	助成金にて対応。 各団体からの負担金が不可欠だが、市民団体や自治組織からの徴収はできないだろう。 国(国交省、環境省)、4県、4市2町からの負担金徴収では。
2	管理者である国交省に負担いただきたい。
3	協議会負担金による印刷、その他事業展開について広い視野で議論すべきである。
4	他団体の補助を得る方策を検討し、負担金をとるにしても、H28年度以降とし、予算編成に間に合うように対応されたい。
5	協議会は予算を持たない団体なので、費用については引き続き検討すべき。
6	協議会として平成28年度に予算措置を行う。なお、市町村以外からの財源で措置していただきたい。
7	全体で協議し早急に本案を製作されたい。 ①協議会の運営費、事業費等 自治体、国等で負担 ②助成金の申請等を考えられますか
8	加盟各団体の均等割負担
9	予算範囲内で
10	当面は関係自治体で
11	各行政の分担に加えて、観光協会やロータリークラブ等の寄付を呼びかけ広範囲の方の関心を集める
12	登録地として関係する4市2町において協議し、各自治体の予算の中の支出できるところを出し合う。 将来的にはどのような方法が良いか、早急にたたき台を示す。
13	①ラムサール登録地担当の環境省と管理者である国交省が負担 ②関係自治体が負担 ③関係行政から負担金を徴収＋各会員から年額1000円程度の会費を徴収して当座の費用を賄う
14	協議会において負担すべき
15	あまりかけないことが望ましいのではないのでしょうか。

問1 イ 制作時期について

1	年度内に製作し、翌年のGW前に配布するのが望ましい。
2	平成28年度中に作成する。
3	多くの来訪者で賑わう大型連休(9/19(土)~23(水・祝))での配布が望ましい。
4	費用の時期と調整する必要があると考える。予算等が措置される前までに完成できればよいと考える。
5	来年度の発行でよいと思う。
6	平成28年度早々に作成し配布する。
7	早急に
8	年2回程度
9	年度末期まで
10	出来るだけ早い時期(9月末頃)
11	今年12月末まで
12	各自治体においては、遊水地内においてこの晩夏・秋にもイベントを企画しているところもあり、実施日に間に合うよう印刷、配布。
13	熱暑の時期が過ぎ、来遊者の増加が予測される秋以降、又は費用徴収の関係から28年4月以降
14	来年同時期にもう一度サンプル版を発行し、正式版発行に向けて内容を煮詰めていく。
15	特に時期は限定しない。

問1 ウ 掲載する内容について

1	サンプル版を基本にし、修正及び追加するなど踏襲した内容が望ましい。
2	記載が足りないと思うものがあるので、再度検討いただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント時の救急の要請に対応できるように市町への事前連絡の必要性の記載。</li> <li>・野鳥への配慮について(立入禁止区域や立入禁止時期の設定)の記載。</li> <li>・マナーパンフレット(案)の意見にもあった犬のリード、糞の片付けの記載。</li> <li>・釣りゴミの危険性と、ゴミの持ち帰りの記載。 等</li> </ul>
3	現時点のもので、内容についての議論は一区切りとして、今後利用者からの修正要望等が集まってきた段階で再度議論すべき。
4	特になし。
5	来年度の正式版発行を目指し、今年度は引き続き内容検討するのがよいと思う。
6	現在作成しているマナーパンフレット(案)をベースに、文字を減らし、絵や写真を増やす工夫をする。
7	従来から検討されてきており、本案を一般に知らせ早急に協力を得ることが必要と思います。
8	アンケートで募集する。集約は事務局。
9	現状内容を改定しながら
10	観光パンフに近い見やすいもの。
11	出来るだけ早く徹底する意味からもサンプル版を前回の指摘事項で必要なものを追加・修正し作成する。なお、緊急時の連絡先は是非追加したい。
12	マナーパンフレット(案)の中の「オオセッカ」の写真は、保全の点から載せてはならないと、日本野鳥の会栃木の代表の方から言われた。一般的に親しみやすい「コヨシキリ」などがよいと思います。
13	文章内容を精査の上、状況によりフォントサイズを変えたり、画像を大きく入れたりして関心を引く。(マナーナンバーによってはタイトル下は、箇条書きだけで可の検討も)
14	現在のもので良い。 野生生物の保護に関するパンフは別途考える必要あり。
15	サンプル版結果報告にある内容を精査して取り入れた上で2回目のサンプル版を作成し、正式版の内容を充実していく。
16	現在、暫定版を作っているが、内容はそれらでよいと思う。

問1 エ その他

1	なし
2	見やすさを考慮して、大きさはA4版でなくてもよい。写真やイラストも多く(大きく)掲載できる。
3	なし
4	なし
5	なし
6	マナーパンフレット(案)は幹事会や部会を通し作成したものであるため、これをベースとして協議会が承認するプロセスが必要になると考える。また、それと同時に予算化という課題があると考え
7	なし
8	なし
9	なし
10	費用発生は今回のマナーパンフレットだけでなく今後の活動に常に伴う問題なので将来的には地域の広い範囲の各種団体・企業・市民の支援で「わたらせ保全基金(仮称)」などが必要である。
11	文章は長くならないよう工夫いただきたい。
12	なし
13	なし
14	なし
15	なし

## 問2 今後の部会の進め方

1	<p>他のラムサール条約登録湿地関係市町村の取り組みを参考にして、部会のあるべき方向性を決定するという手法が良いのでは。</p> <p>これだけ規模/存在意義/目的も異なる団体が混在するなか、協議会として事業を行っていくことは困難だと思う。</p> <p>各団体の活動情報を集約し、発信するだけでも相当の成果。傘下組織、直系組織として。発信メディアはHP中心。(独自に制作し、各市町村、団体のHPからリンク。SNSも今後検討する。)</p> <p>※事務局について、上記活動を行う上で、事務局の負担が相当である。</p>
2	<p>一つの議題について重点的に議論を進めるのがよいと思う。</p> <p>【野鳥の保護について】 貴重な野鳥を継続的に観察するには、場所や時期などを制限することも考えなくてはならない。人が観察することによって、野鳥の営巣等を妨害してしまい、野鳥がいなくなってしまうことは避けなければならない。</p>
3	<p>掘削等の事業が進む第2調節池について「遊水地保全・再生検討部会」において、重点的に議論を行っていくべきである。</p> <p>他の案件については、合同部会という形で意見・情報交換を行いながら、具体的な課題が発生した段階で独立させて開催していくべきである。</p>
4	<p>渡良瀬遊水地の喫緊の課題等を決め、それをそれぞれの部会に振り分けて部会で議論を行い、協議会へ諮っていくことが良い。</p>
5	<p>各部会を同時に運営していくのは、かなり難しいと認識している。</p> <p>4つの部会を「賢明な利活用検討部会」「遊水地保全・再生検討部会」の2部会に統合するのがよいと思う。</p>
6	<p>4部会とも相互に関連する内容であり、1回の会議で協議や情報共有が容易となるため部会は1部会として実施することが望ましいと考える。</p>
7	<p>4部会で活動することの方針で始まり、課題等も4部会に分けて整理までしており、遊水地の環境保全や利活用について部会で進めていく必要があると思います。</p>
8	<p>各団体の活動内容の報告集会になっている。議論がかみ合わず参加しづらい。</p>
9	<p>現状で各団体で決定しないで話し合いを進めてはどうか</p>
10	<p>・感想 利活用協議会の会員が遊水地の現状や問題点を認識・共有化するのはある程度、時間が必要であったが設立以来から約2年は長すぎた。すぐ方向を切り替える必要がある。</p>
11	<p>・方向 現時点での基本的な重要な問題、特に掘削工事が急ピッチに進んでいる第2調節池の保全問題に取り組みたい。現在、掘削箇所の外来植物やヤナギの除去作戦が行われているが将来・全体像を見据えた保全の方法を検討し計画的に連携を取って進めたい。また、その手法を第2調節池以外の第1・第3調節池にも参考にしたい。</p>
12	<p>・進め方 現在、部会も協議会も参加メンバーが同じなので、この中で進めるべきか、進め方自身を検討する機会を持って、その結果を踏まえてはどうか。</p>
13	<p>緊急性のある「遊水地保全・再生検討部会」の開催をまず進め、環境学習フィールドの利用と関連が出てくるので、「人々の交流・普及啓発検討部会」との合同部会へと運ぶよう期待します。</p>
14	<p>各自治体においては、2013年11月沖縄漫湖での関係市町村会議での漫湖宣言・3項を持ち帰り検討していることと思います。</p> <p>9月には遊水地の保全・再生検討部会が予定されており、現在進められている第2調節池の事業について、特に保全について課題、対策等具体的に協議しつつ、利根上基本計画の遊水地全体像も、より明確な形を策定していく必要があると考える。</p>
15	<p>4部会の並列的な開催・活動は現状ではムリ。経過を見ながら、又は問題の発生が見えてきてから考えていけば良いと思う。</p>
16	<p>まずはこのまま活動し、検討課題として他の3部会に託すべき事案が出た時点で他の必要な部会を立ち上げてみてはどうだろうか。</p>
17	<p>これまでの経緯が分からないが、より地元の方々の意見が反映されるような仕組みを期待します。</p>



## ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」

渡良瀬遊水地は、栃木・群馬・茨城・埼玉の4県の県境にまたがる面積約3,300haのわが国最大の遊水地で、本州以南最大のヨシ原が広がっています。

渡良瀬遊水地は、洪水時の水を一時的にため水害を防ぐ治水と、ハート形の谷中湖に水をためて都市用水を供給する利水の役割を担っており、私たちの生活に大きな役割を果たしています。また、本州以南最大の湿地に絶滅危惧種約180種を含むたくさんの動植物が生息・生育する自然の宝庫となっています。

このことから、平成24年7月3日、治水・利水と自然保全を両立することを前提に、ラムサール条約湿地に登録されました。

## ラムサール条約とは

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。1971年にこの条約が結ばれたイランの町の名前をとって「ラムサール条約」と呼ばれています。

水鳥や魚などの生きものだけでなく、私たち人間にとっても重要な湿地を守るための条約です。また、湿地の保全だけでなく、湿地の持続可能な利用をしていこうという「ワイズユース(賢明な利用)」と「CEPA(セパ:交流・学習・普及啓発)」を提唱しています。

## マナー作成の経緯

広大な自然環境をもつ渡良瀬遊水地では、植物や野鳥、昆虫などの自然観察や学習会などが頻りに行われています。

渡良瀬遊水地には、年間約100万人の方が訪れており、谷中湖周辺を中心としてジョギングや自転車などの利用、水上ではカヌーやヨット、ボートなど、上空では熱気球やスカイダイビングなど、幅広く利用されています。

そこで、渡良瀬遊水地の貴重な自然を保全し次世代に引き継ぐため、また渡良瀬遊水地を訪れるたくさんの方が安全に渡良瀬遊水地を利用できるよう、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会において意見を交換し、「渡良瀬遊水地 環境の保全と安全な利用のためのマナー」としてまとめました。

## 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会とは

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録をふまえ、湿地の「保全」と「賢明な利用」に向けて、遊水地の歴史を踏まえつつ、治水機能の向上、積極的な自然環境の保全再生、様々な利活用の促進、地域振興を図るため、関係機関や周辺住民・利用者等が十分に対話を行うことを目的に設立された協議会です。

### ★意見募集中★

マナーパンフレット作成のため、渡良瀬遊水地を訪れているみなさんからの意見を募集しています！

もっと、こんなことが必要だ！

これは守らなきゃいけないよね。

など、ありましたら、**6月12日(金)までに**  
下記問合せ先までご意見をお寄せください。

【問合せ先】

栃木市遊水地課

メールアドレス:yusuichi@city.tochigi.lg.jp

小山市渡良瀬遊水地ラムサール推進課

メールアドレス:d-ramsar@city.oyama.tochigi.jp

国土交通省利根川上流河川事務所調査課

メールアドレス:tonejo-chiiki@ktr.mlit.go.jp

平成27年5月配布版

ラムサール条約登録湿地

# 渡良瀬遊水地

## 自然と人にやさしい

### 10のマナー

～環境の保全と安全な利用のために～

※これはサンプル版です。マナーパンフレット作成のための意見を募集しています。



渡良瀬遊水地保全・利活用協議会



# ラムサール条約登録湿地 渡良瀬遊水地 自然と人にやさしい10のマナー ～環境の保全と安全な利用のために～

渡良瀬遊水地には、貴重な湿地環境が残され、たくさんの生きものたちが暮らしています。また、その豊かな自然と結びついた人々の文化・歴史があります。そして、たくさんの人々が癒しやレジャーを求めて渡良瀬遊水地を訪れています。渡良瀬遊水地を訪れるみんなが、「自然と人にやさしい利用」を心がけましょう。



渡良瀬遊水地のシンボルバード「チュウヒ」



日本で一番自由な空

## マナー1 動植物は持ち出さない、持ち込まないようにしましょう

渡良瀬遊水地の中だからこそ生息・生育している動植物が数多くあります。むやみな動植物の採取、捕獲は行わないでください。

また、渡良瀬遊水地の生態系のバランスや貴重種を守るため、外来の魚など動植物の持ち込みはやめましょう。



本州以南最大の約1,500haのヨシ原

## マナー2 野鳥に配慮しましょう

渡良瀬遊水地には、チュウヒやオオセッカなど希少鳥類を含むたくさんの野鳥が生息しています。野鳥観察や撮影をするときは、大声を出さないなど野鳥たちの生活をおびやかさないよう、注意しましょう。



オオセッカ

## マナー3 野生動物に餌をあげないようにしましょう

野生動物に餌をあげると、自分で餌をとらなくなったり、食べ物を持った人を襲うようになってしまいます。野生動物に出会っても、餌を上げないようにしましょう。



タチスミレ



ごみを捨てないで！  
(袋をくわえたタヌキ)

## マナー4 ごみは持ち帰りましょう

ごみの投げ捨ては、景観を損ねるだけでなく、野生動物の食性や行動に悪影響を与えます。次に渡良瀬遊水地に来る人とそこに暮らす野生動物たちのために、ごみは持ち帰りましょう。

## マナー5 火の取り扱いに注意しましょう

火災の危険があるため、タバコの火の投げ捨ては止めましょう。また、特に、冬期は空気が乾燥するため、火の取り扱いには十分注意しましょう。

## マナー6 十分な事前準備をしましょう

渡良瀬遊水地では、その利用方法を間違うと思わぬケガや重大な事故につながるおそれがあります。散策や自然観察、スポーツ・レジャーに適した服装、装備を用意しておくほか、事前に周辺の医療機関や緊急時の連絡先などを確認しておきましょう。

## マナー7 安全を確保して活動しましょう

自然観察や写真撮影などを行うときは、常に周囲の状況に気を配り、自身の安全確保に努めるとともに、他の利用者や車両等の妨げとならないようにしましょう。また、スズメバチやイノシシなどの危険生物にも注意しましょう。

## マナー8 安全・快適・公平なスポーツ利用やレジャーを心がけましょう

スポーツやレジャーは定められた利用期間・時間、利用エリアで、他の利用者の安全に十分配慮して行いましょう。※詳しくは、渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会作成「渡良瀬遊水地利用ルール＆マナー」をご覧ください。

QRコード(スマートフォン用)  
渡良瀬遊水地利用ルール＆マナー



## マナー9 自転車は安全に走行しましょう

自転車の高速走行は大変危険です。散策や観察等いろいろな目的で多数の方が利用しています。事故防止のため他の利用者へ十分配慮し、急な飛び出しにも即座に対応できる速度で走行しましょう。

## マナー10 自動車運転マナーを徹底しましょう

歩行者や自転車等の安全に十分配慮しながら、安全なスピードで走行しましょう。駐車するときは、駐車場を利用し、やむを得ず道路に駐車する場合は、片側に駐車し、通過車両の妨害とならないようにしましょう。

また、渡良瀬遊水地に生息・生育している動植物などに悪影響を与えないよう、道路以外の土地に入らないようにしましょう。